

学校法人北里研究所情報開示等審査委員会規程

2018年9月21日制定

(目的)

第1条 本規程は、学校法人北里研究所情報公開規程第20条の規定に基づき設置する学校法人北里研究所情報開示等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報開示等の決定に対する異議申立てへの対応に関すること。
- (2) その他情報公開の円滑な実施に関すること。

(構成)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 常任理事 1人
 - (2) 副学長 1人
 - (3) 事務本部長、総務部長、法務部長、人事部長、学事企画部長
 - (4) 教職員の中から理事長が指名した者 若干名
- 2 前項の委員は、常任理事会において選任する。
- 3 委員長は、第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(任期)

第4条 委員の任期は4年とし、理事会の任期に合わせ、改選された年の7月1日から4年後の6月30日までとする。

- 2 欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。なお、委員長は委員として議決権を行使する。

(委員以外の者の出席)

第6条 審査委員会が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(事務担当)

第7条 審査委員会の事務は、法人本部総務部が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則 (北学総第2018-第06758号)

- 1 この規程は、2018年10月1日から施行する。
- 2 この規程の制定時における審査委員会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2018年10月1日から2020年6月30日までとする。